

計画の変更点(素案→中間案)

変更前	変更後
<p>P 6 (3) 地域課題の解決手段としての活用</p> <p>ガソリンスタンドが減少している過疎地における「生活の足」としてのEV・PHVの活用や、災害時における非常用電源としてのEV等の活用、更には再エネの導入促進などにより、環境対策のみでなく、京都府が直面する諸課題の解決にも役立つ<u>コベネフィット</u>な施策を展開する必要がある。</p>	<p>(3) 地域課題の解決手段としての活用</p> <p>ガソリンスタンドが減少している過疎地における「生活の足」としてのEV・PHVの活用や、災害時における非常用電源としてのEV等の活用、更には<u>再生可能エネルギー</u>の導入促進などにより、環境対策のみでなく、京都府が直面する諸課題の解決にも役立つ施策を展開する必要がある。</p>
<p>P 9 (1)ア 京都舞鶴港スマート・エコ・エネルギーポートのEV等普及拠点化</p> <p>エコ・エネルギーポートを目指す京都舞鶴港において、クルーズ船客等を対象とするレンタカー・タクシー事業者に対するEV・PHVの導入支援、充電器の設置支援、<u>FCフォークリフトの導入促進</u>等に取り組み、EV等の魅力を国内外に向けて発信する拠点として整備を進める。</p>	<p>(1)ア 京都舞鶴港スマート・エコ・エネルギーポートのEV・PHV普及拠点化</p> <p>エコ・エネルギーポートを目指す京都舞鶴港において、クルーズ船客等を対象とするレンタカー・タクシー事業者に対するEV・PHVの導入支援、充電器の設置支援等に取り組み、EV・PHVの魅力国内外に向けて発信する拠点として整備を進める。</p>
<p>P 9 (3)ウ 太陽光発電設備とEVのセット導入への支援</p> <p>EV等の普及を確実に温室効果ガスの排出削減につなげるとともに、災害時等にEVが<u>太陽光発電の電気</u>を地域コミュニティ等に供給する移動電源車としての役割を果たせるよう、太陽光発電設備とEVのセット導入を支援する。</p>	<p>P 9 (3)ウ 太陽光発電設備とEV・PHVのセット導入への支援</p> <p>EV等の普及を確実に温室効果ガスの排出削減につなげるとともに、災害時等にEV・PHVが<u>再生可能エネルギー由来の電気</u>を地域コミュニティ等に供給する非常用電源としての役割を果たせるよう、太陽光発電設備とEV・PHVのセット導入を支援する。</p>

<p>P 1 0</p> <p>(2)ア 災害時等の非常用電源としての活用</p> <p>公用車として使用しているEV等を、災害時等に機動性の高い移動電源車として活用するとともに、平時の防災訓練等において、非常用電源としての活用を想定した訓練を実施する。</p>	<p>(2)ア 災害時等の非常用電源としての活用</p> <p>公用車として使用しているEV等を、災害時等に非常用電源として活用するとともに、平時の防災訓練等において、非常用電源としての活用を想定した訓練を実施する。</p>
<p>P 1 0</p> <p>(3)イ EV等を活用したコネクテッドカー関連ビジネスの創出促進</p> <p>EV等を活用した、配車サービスやライドシェアリングなどのコネクテッドカー関連ビジネスの創出を促進する。</p>	<p>(3)イ EV等を活用したコネクテッドカー関連ビジネスの創出促進</p> <p>EV等を活用した、配車サービスやライドシェアリング<sup>※</sup>などのコネクテッドカー関連ビジネスの創出を促進する。  <u>※乗用車の相乗りの需要をマッチングさせるソーシャルサービスの総称</u></p>
<p>P 1 1</p> <p>(3)エ 水素関連産業の振興</p> <p>…また、<u>エネルギー地産地消の取組の一環として、水素による電力貯蔵技術の開発を促進する。</u></p>	<p>(3)エ 水素関連産業の振興</p> <p>…また、<u>エネルギーセキュリティの向上や環境負荷の低減のため、水素による電力貯蔵技術の開発を促進する。</u></p>
<p>P 1 1</p> <p>(4)ウ EV等を活用したエコツーリズムの推進</p> <p>タクシー事業者やレンタカー事業者に対し、EV等の導入を支援するとともに、<u>国立公園等への超小型EVの導入等を促進し、環境に負荷をかけないエコツーリズムを推進する。</u></p>	<p>(4)ウ EV等を活用したエコツーリズムの推進</p> <p>タクシー事業者やレンタカー事業者に対し、EV等の導入を支援するとともに、<u>国立公園等への超小型モビリティ（EV）の導入等を促進し、環境に負荷をかけないエコツーリズムを推進する。</u></p>
<p>P 1 2</p> <p>エ <u>再生可能エネルギー由来の電気・水素の供給促進</u></p>	<p>エ <u>再生可能エネルギー由来の電気・水素の供給促進</u></p>

計画の変更点（中間案→最終案）

変更前	変更後
<p>P 1 1 計画改定の趣旨 (記載無し)</p>	<p>…<u>パリ協定の発効を背景に、イギリスとフランスが 2040（平成 52）年までにガソリン車やディーゼル車の販売を禁止すると発表したほか、アメリカのカリフォルニア州等が実施している ZEV 規制※を中国でも 2019（平成 31）年から導入する予定であるなど、EV・PHV・FCV（以下「EV 等」という。）の普及を加速させる動きが世界中に広まりつつある。</u></p>
<p>…一方、国においては、2016（平成 28）年 3 月に「EV・PHV ロードマップ」や「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を改定するとともに、エコカー減税やグリーン化特例を継続し、<u>EV・PHV・FCV（以下「EV 等」という。）の普及促進に、引き続き力を入れていくこととしている。</u></p>	<p>…一方、国においては、2016（平成 28）年 3 月に「EV・PHV ロードマップ」や「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を改定するとともに、エコカー減税やグリーン化特例を継続し、<u>EV 等の普及促進に、引き続き力を入れていくこととしている。</u></p>
<p>(記載無し)</p>	<p><u>※ 一定台数以上自動車販売するメーカーに対し、ZEV (Zero Emission Vehicle: 排出ガスを出さない自動車) を一定比率以上販売することを義務付ける制度</u></p>
<p>P 6 (2) . . . <u>※ 一定台数以上自動車販売するメーカーに対し、ZEV (Zero Emission Vehicle: 排出ガスを出さない自動車) を一定比率以上販売することを義務付ける制度。1990 年代に米国カリフォルニア州で始まり、近年、世界に拡大しつつある。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p>P 7 (2) EV等の活用による安心・安全社会の基盤強化</p> <p>災害時等に、EV等を非常用電源として活用するとともに、災害時の円滑な活用を可能にするため、平時の防災訓練等においても活用し、安心・安全社会の基盤強化を図る。</p>	<p>(2) EV等の活用による安心・安全社会の基盤強化</p> <p>災害時等に、EV等を非常用電源として活用するとともに、災害時の円滑な活用を可能にするため、平時の防災訓練等においても活用し、<u>安心・安全でレジリエントな社会の基盤強化</u>を図る。</p>
<p>P 1 0 (2) ア災害時等の非常用電源としての活用</p> <p>公用車として使用しているEV等を、災害時等に非常用電源として活用するとともに、平時の防災訓練等において、非常用電源としての活用を想定した訓練を実施する。</p>	<p>(2) ア災害時等の非常用電源としての活用</p> <p>公用車として使用しているEV等を、災害時等に非常用電源として活用するとともに、平時の防災訓練等において、非常用電源としての活用を想定した訓練を実施する。 <u>また、災害拠点施設等におけるEV等の実践的活用方法等について、積極的に情報発信を行う。</u></p>
<p>P 1 0 (2) エ 太陽光発電設備とEVのセット導入への支援 [再掲]</p>	<p>P 1 0 (2) エ 太陽光発電設備とEV・PHVのセット導入への支援 [再掲]</p>
<p>P 1 1 京都舞鶴港スマート・エコ・エネルギーポールのEV普及拠点化 [再掲]</p>	<p>P 1 1 京都舞鶴港スマート・エコ・エネルギーポールのEV・PHV普及拠点化 [再掲]</p>
<p>P 1 2 (記載無し)</p>	<p>(6) <u>更なる課題への対応検討</u> <u>EV等の更なる活用やそれによる温室効果ガスの排出削減について、たとえば温室効果ガス大規模排出事業者に対するEV等の導入義務化、自然公園等へのガソリン車・ディーゼル車の乗り入れ規制等の規制的手法、EV等の優先レーンの設置等の優遇策などについても、幅広く検討を行っていくこととする。</u></p>